

情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

「国民の知る権利」の保障 (オーピングガバメントの実現)

より多く

> 開示情報の拡大 (5条・6条)

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。

(例)不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

> 情報提供制度の充実 (25条)

より簡易に

> 手数料の見直し (16条)

開示請求手数料を原則として廃止等。

より早く

> 開示決定等の期限の短縮 (10条)

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

> 不開示決定のみなし規定 (10条・11条)

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができるとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

より明確に

> 不開示決定における理由付記 (9条)

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

より確実に

[内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化]

> 内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上 (18条、21条、27条、28条)

不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の勧告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。

> 情報公開法の移管(総務省→内閣府) (内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

> 情報公開訴訟の抜本的強化 (22条・23条・24条)

- ・原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(高裁所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容等を分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成及び提出を求める手続を導入。
- ・裁判所が、当事者を立ち会わずに行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日